

地域協議会だより

Vol. 51 (2021年6月28日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会



夏至の候

雨後の緑が目鮮やかな季節ですが、皆さま方におかれましては、ますますご壮健のことと存じます。

さて、今回の「地域協議会だより」は、県・市町村担当者説明会の内容についてご紹介します。



県・市町村担当者説明会

令和3年度長野県多面的機能支払事業 県・市町村担当者説明会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一堂に会する形での開催を中止し、代わりに県下10カ所の地域振興局ごとに開催し、事業内容等の説明が行われました。

●日程

地域振興局	日時・場所
佐久	5月26日(水)10:00～ 佐久合同庁舎
上田	全 14:00～ 上田合同庁舎
諏訪	5月19日(水)10:00～ 諏訪合同庁舎
上伊那	5月20日(木)14:00～ 伊那合同庁舎
南信州	全 10:00～ 飯田合同庁舎
木曾	5月19日(水)14:00～ 木曾合同庁舎
松本	5月18日(火)14:00～ 松本合同庁舎
北アルプス	5月18日(火)10:00～ 大町合同庁舎
長野	5月13日(木)10:00～ 土地改良会館
北信	全 14:00～ 飯山庁舎



5月13日県・市町村担当者説明会(長野)

●説明内容

- (1) 事業実施に当たっての県、市町村及び協議会の役割
- (2) 制度の概要及び長野県における実施状況
- (3) 令和3年度の制度改正
- (4) 令和3年度予算と交付金の交付スケジュール
- (5) 事業実施に係る諸手続きについて

- (6) 事業実施上の留意事項について
- (7) 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会からの連絡事項

令和3年度の制度の主な改正点

加算措置が創設されました

1. 「水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)」を推進する活動への加算措置」の追加
田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払(共同)の単価が加算されます。

- (1) 加算対象となる田んぼダム定義
「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで、下流域の浸水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための**排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組**です。

- (2) 加算措置の要件

ア 事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払(共同)の活動項目「**48 水田の貯留機能向上活動**」または「**55 防災・減災の強化**」の取組として田んぼダムを実施すること。

※「長野県流域治水推進計画」(流域における雨水貯留等の取組「留める」—ため池や水田を活用した雨水貯留の取組—)に位置付けられている場合は、策定は不要です。

イ 実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上(広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上)で**田んぼダム**に取り組むこと。

- (3) 加算単価

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	加算単価
田	400

※本支払いの活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額となります。

注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体

注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用



活動内容が拡充されました

2. 農用地に関する活動内容（県独自の取組）

「4 遊休農地発生防止のための保全管理」

農用地の草刈り等や害虫駆除、**有害鳥獣の追い払い・追い上げ活動**を適正に行い、耕作可能な状況に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。となり活動内容が拡充されました。



3. 鳥獣被害防止対策の拡充

多面的機能の増進を図る活動の「53 農地周りの環境改善の強化」が今年から「**53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化**」となり活動内容が拡充されました。

これまでの活動に加えて、「鳥獣緩衝帯※1 の整備・保全管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等



事故の発生防止

4. 安全管理の徹底について

今年度に入り、すでに全国で 25 件（うち 1 件は死亡事故）の活動中の事故の報告が寄せられており、例年よりも事故の発生が非常に多い状況です。

これからの時期、共同活動による作業を予定している活動組織の皆さまには、活動前に安全確認を行い、事故発生の防止に努めてください。また、万一、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市町村担当者まで、電話連絡により第一報として報告してください。

安全確認チェックリスト

事前チェック

活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。

危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。

参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配置等)を立てましたか。

作業者は機具等の安全な操作方法を習得しましたか。

参加者は全員保険に入りましたか。

緊急連絡表は作成しましたか。


当日チェック



参加者に危険な箇所の説明をしましたか。



機具等を用いる場合、点検は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯はしましたか。

<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故 防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

お知らせ

事務研修会について

多面的機能支払交付金に関わる事務研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年同様に希望する市町村又は組織を対象に、少人数で感染対策を充分に図ったなかで研修会を行います。

日程等については、市町村と調整したうえで、後日連絡させていただきますのでよろしくお願いします。



事務局から

今回は県・市町村担当者会議の報告のなかで、令和3年度の制度の主な改正点について掲載しました。今後も活動組織の皆様の活動の手助けとなるような報告をしていきますのでよろしくお願いいたします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 田中・白石)
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>